

# 総務教育常任委員会資料

(令和5年6月12日)

〔件名〕

- ・中央熱源機器改修工事における機器選定基準の制定について

【営繕課】・・・2

- ・人権尊重の社会づくり相談ネットワークの運用状況について

【人権・同和対策課】・・・4

総 務 部

# 中央熱源機器改修工事における機器選定基準の制定について

令和5年6月12日  
営 繕 課

○県有施設の中央熱源機器の更新が今後増加してくることから、県の環境目標「令和新时代とっとり環境イニシアティブプラン」に配慮した機器選定基準をこのほど制定しましたので報告します。

## 1 基準の制定目的

県有施設における中央熱源改修工事において、県の当面の環境目標である「令和新时代とっとり環境イニシアティブプラン」に配慮し、二酸化炭素排出抑制とコスト削減を両立した改修を行うための基準を定める。

## 2 機器選定基準の概要

- (1) 効率的かつ有効な評価を行うため、2段階評価を実施
  - ・1次評価…エネルギー供給確保の可否、建物用途（避難施設等）への対応等の定性的評価による検討エネルギーの絞り込み
  - ・2次評価…イニシャル+ランニングコスト、CO<sub>2</sub>削減効果を定量的に評価し最終選定
- (2) CO<sub>2</sub>削減効果の評価方法  
CO<sub>2</sub>削減量をJクレジット単価（県有林Jクレジット15,000円/t-CO<sub>2</sub>）を用いて貨幣価値換算し、イニシャル+ランニングコストから減算し「CO<sub>2</sub>削減考慮トータルコスト」へ反映。
- (3) 判断基準  
CO<sub>2</sub>削減考慮トータルコストが最も小さくなるエネルギー源を基準とし、その1割増しの範囲内となるもののうち、CO<sub>2</sub>削減効果が最も高いエネルギー源を選定する。
- (4) 基準の見直し時期  
定量評価に使用するCO<sub>2</sub>排出係数を含めた各種換算係数及びJクレジット単価は原則1年ごとに見直し、社会情勢に見合ったものとする。
- (5) 適用日  
令和5年6月1日以降に熱源改修工事に使用するエネルギーを選定する場合に適用する。

### 《参考1》基準適用の例

項目	機器A	機器B	備考
イニシャル+ランニングコスト (千円/年)	20,000	23,000	見積もり等により算定
CO <sub>2</sub> 削減量換算価値 (千円/年)	450	1,800	CO <sub>2</sub> 削減量*×Jクレジット単価
CO <sub>2</sub> 削減考慮トータルコスト (千円/年)	19,550	21,200	削減量換算価値を控除
判定① 最低値に対する比率	1.00	1.08	↓
判定② CO <sub>2</sub> 排出量 (t-CO <sub>2</sub> /年)	270	180	

※既存機器CO<sub>2</sub>排出量を300t-CO<sub>2</sub>/年と想定し、更新機器のCO<sub>2</sub>排出量を差し引いた値

当例では、コストが機器Aの1.1倍以内、かつCO<sub>2</sub>排出量がより少ない機器Bを選定する。

### 《参考2》

- ・環境省は、ZEB設計について一般的な建築コストの1.1~1.3倍を想定して制度設計している。

### 《参考3》選定基準の制定にあたり有識者と意見交換を実施

- ・公立鳥取環境大学サステナビリティ研究所 所長 田島正喜 教授
- ・(一社)鳥取県設備設計事務所協会 守山康仁 会長

## 中央熱源機器改修における機器選定基準

### 1 目的

本基準は、中央熱源方式に係る熱源機器の選定において、鳥取県の当面の環境目標である「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」に配慮し、コスト削減とCO<sub>2</sub>排出抑制につながる改修とするための基準を定めるものである。

### 2 対象設備

対象とする設備は、既存県有施設における中央熱源方式を構成する主装置（熱源機器）とする。

なお、施設の利用形態などにより中央熱源方式を採用しない場合、別にCO<sub>2</sub>排出抑制に係る協議会等を設置し検討を行う場合等は、本基準は適用しないものとする。

### 3 検討の時期

大規模な建築改修工事に伴う熱源機器の改修にあつては基本設計時、熱源機器単独の更新改修にあつては実施設計時に本基準による熱源方式の選定を行うものとする。

### 4 検討するエネルギー源

原則として、電気、化石燃料（石油類）、ガス（LNG等）及び木質バイオマス（ペレット等）を検討の対象とする。

但し、技術革新等により他のエネルギー源の利用が継続的に可能となれば、これを対象エネルギーとして追加する。

### 5 選定方法

- (1) エネルギー源の選定を効率的に行うため、定性的な評価（1次評価）により4に示したエネルギー源について評価を行い利用可能なものを選定する。
- (2) 2次評価では、1次評価により選定したエネルギー源について、使用目標年数間におけるトータルコストを算出した後、既存設備のCO<sub>2</sub>排出量から削減されるCO<sub>2</sub>の削減価値を差し引いた改修費（以下、「CO<sub>2</sub>削減考慮トータルコスト」という。）を算出する。
- (3) 2次評価により算出したCO<sub>2</sub>削減考慮トータルコストが最も小さくなるエネルギー源の1.1倍の範囲内において、CO<sub>2</sub>削減効果が最も大きいものを使用するエネルギー源として選定することを原則とする。

### 6 基準の改定

選定の際に使用する数値等は、次年度に使用するものを3月末までに見直しを行う。

ただし、その変動が著しいと判断される場合は、状況に応じて随時見直しを行うものとする。

### 7 その他

この基準に定めるもののほか、評価に関し必要な事項は、営繕課長が別に定める。

附則 この基準は、令和5年6月1日以降にエネルギー源を決定する改修工事から適用する。

# 人権尊重の社会づくり相談ネットワークの運用状況について

令和5年6月12日

人権・同和対策課

人権問題を救済する観点から、県では平成21年から人権尊重の社会づくり相談ネットワークとして県内3カ所で相談窓口を設置しているところです。令和4年度の運用状況を以下のとおり報告します。

## 1 相談件数（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

令和4年度の相談件数は、1,501件と前年度に比べ537件増加した。

分野別に見ると主なものは、病気の人673件（361件増）、労働者279件（77件増）、障がい者351件（155件増）の分野が増加しており、同一の方からの繰り返しの相談が増えたことなどによるものである。

なお、相談ネットワークとして令和4年4月から新たに開設したLGBTQの専用電話への相談件数は、18件であった。

\*分野別の件数は延件数

<参考>

### ① 受付機関別

	R4	R3
人権局	656	498
中部県民福祉局	447	175
西部県民福祉局	398	291
計	1,501	964

### ② 相談形態別

	R4	R3
面接	108	108
電話	1,383	837
封書等	10	19
計	1,501	964

\*うち新型コロナ関係の相談件数23件（前年度54件）

## 2 相談窓口の対応状況

人権相談窓口において、専門的知見を活用しながらその相談に応じるとともに、当事者の相互理解と自主的な取組による解決を促進するため、相談者への助言及び情報提供、国、県、市町村等が設置する相談機関やその他の関係機関の紹介、関係機関と連携した相談者の支援、その他相談者及び関係機関に対する必要な支援を行った（対応結果は以下のとおり）。

対応結果	件数
1 助言を相談者が検討することで終了	1,180
2 継続	59
3 具体的対応の希望なく、傾聴して終了	208
4 関係機関と連携して解決	44
5 対応不能（相談に具体性がない、違法な主張等）	7
6 自主的に解決するため取下げ	1
7 行政による対応不能（訴訟案件）	2
計	1,501

## 相 談 事 例

支援類型	具体例	
	相談分野	対応状況
① 相談者への助言・必要な情報の提供 〔問題を整理し、解決のために必要な情報等を提供〕	高齢者	高齢者福祉施設入所中の父親が介護職員の「在宅でも大丈夫では」という言葉で帰宅願望に火が付いた。認知症であり、家族が説得したが言うことを聞かない。相談員が、父親が施設で最も信頼している職員から「施設の皆がいてほしいと言っている」と告げるよう助言。介護専門支援員が説明し、父親の帰宅願望は収まった。
	子ども	相談者の子どもが、同級生から登下校中に石を投げられたり、下駄箱の靴を隠されたり、自宅へ投石されるなどの被害を受けており、学校に相談しても対応が不十分であるとの相談。警察へ被害届を出すレベルであるとの観点から学校に伝えるよう助言し、保護者が学校に訴えたところ、学校が改善策を講じた。
	性的マイノリティ	子どもの保護者から、本人が性転換を希望しているが診療等についての情報が欲しいとの相談があった。希望により、スーパーバイザーによる専門相談を後日実施。専門相談での助言により、相談者が今後の対応について考えを深めることができた。
② 整理・関係機関への伝達 〔相談内容を整理してまとめ、関係機関へ伝達して解決を促進〕	労働者 病気の人	元勤務先とのトラブルについて今後の対応方法をめぐって相談があり、相談内容の整理を行った上で、相談者の希望により、相談員が法テラスに連絡し相談内容を伝達した。相談者は法テラスの相談を複数回受け、今後の対応方針について法的整理を行うことができた。
	病気の人	コロナ陽性者となり保健所に連絡し、ホテル療養希望をしたが、依存症を理由に保健所が認めてくれないとの相談があり、保健所及び県医療政策課へ相談員が状況報告し、関係機関で協議された結果、ホテル療養が可能となった。
③ 関係機関と緊密に連携した支援 〔関係機関職員等と対応策を検討しながら解決を促進〕	障がい者	相談者は統合失調症で通院中であるが、自分の住んでいるアパートのドアが何者かに蹴られたようで毎日が不安であるとの相談があった。相談員が警察署、家主と連絡を取り、現場検証が行われ、警察署が事件性はないと検証したことで、相談者は安全に暮らせると安堵された。
④ 人権相談窓口が当事者に伝達 〔相談内容を冷静に伝達し、解決を促進〕	障がい者	あるスポーツ施設のハートフル駐車場に高校のマイクロバスが駐車していたので、障がいのある相談者の車の駐車や乗降に大変支障を来したと文書持参にて相談があった。相談者の意向により、相談員が担当課に文書を持参し、今後の再発防止等について検討を行うよう依頼したところ、改善策が講じられた。